

「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格について

1 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

- イ 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士
- ロ 2年以上環境衛生指導員の職にあった者
- ハ 大学又は高等専門学校で医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者
- ニ ハに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者
(例) 「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」を受講した者

2 感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

- イ 2年以上環境衛生指導員の職にあった者
- ロ 大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において、衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ハ 大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において、衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ニ 短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において、衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ホ 短期大学若しくは高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において、衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ヘ 高等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- ト 高等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- チ 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- リ イからチに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者
(例) 「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」を受講した者